

入 札 説 明 書

A 重油の調達に係る入札公告に基づく一般競争入札については、公立大学法人山形県立保健医療大学会計規則（平成 21 年 4 月 1 日規則第 4 号）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約に関する事務を担当する部局等

〒990-2212

山形市上柳 260 番地 山形県立保健医療大学事務局総務課

電話番号 023(686)6765

2 入札参加者の資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

3 入札参加資格の審査等

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するため、申請書を、公告で指定された提出場所へ提出し、入札参加資格の有無について契約担当者の審査を受けなければならない。
- (2) 提出書類
入札参加者の資格に関する書類
(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (3) 上記（2）の書類を郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。
- (4) 申請書を提出した者は、入札日の前日までに添付書類に関し説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。なお、その求めに応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。
- (5) 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和 6 年 5 月 10 日（金）までに通知する。

5 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退申出日、辞退する物品等、

入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。

(2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

6 入札

(1) 入札書の様式は、別添の入札書による。

(2) 入札書の提出方法は持参とし、郵送による提出は認めない。

(3) 入札書は封筒に入れて厳封し、その表面に「氏名又は名称」及び「物品等の名称」を記載すること。

(4) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、別添の委任状を提出すること。

(5) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。

(6) 入札者又はその代理人は、名刺又は入札権限に関する委任状及び印鑑（入札書に対応する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。

(7) 入札価格には、輸送費、登録及び関税等通常取引において必要とされる諸経費を含む総額とする。

7 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。

8 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

(1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札

(2) 申請書に虚偽の記載をした者のした入札

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められる入札

(5) 同一の事項につき2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札

(6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札を契約担当者に提出した入札

(7) その他入札に関する条件に違反した入札

9 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う場合がある。

10 落札者の決定方法

(1) 当該入札に付する事項に関する仕様により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。

11 その他

- (1) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。
- (3) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。
- (4) 入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定通知を受領するための印鑑（入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。なお、当該印鑑を持参できない場合は、入札執行時の指示により落札決定を通知する。
- (5) 本件契約の条項は、別添物件購入契約約款による。
- (6) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。